三　法第十二条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
四　法第十条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）に掲げる者でないことを誓約する書面

（聴聞の方法の特例）

第十一条　［略］

（承認の取消しの通知）

第十二条　［略］

［条を削る。］

（指定申請書の様式）

第十三条　法第十八条第一項の指定申請書（以下「指定申請書」という。）の様式は、別記様式第五号によるものとする。

（指定申請書の添付書類）

第十四条　法第十八条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第十七条第一項第一号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有することを証する書類
二　法第十七条第一項第二号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有すること及びその法に関する法律事務の取扱いについての実務経験を証する書類
三　［略］

（指定を受けた者の届出義務等）

第十五条　法第十七条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失つた場合は、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

2　法第十七条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、前項に規定する場合を除き、当該指定を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、当該指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を法務大臣に提出しなければならない。

（承認又はその取消しに関する規定の準用）

第十六条　第七条の規定は法第十八条第三項の手数料の納付方法について、第八条の規定は指定をしないこととした場合の通知について、第九条の規定は指定の申請前の予備審査について、第十一条の規定は指定の取消処分に係る聴聞について、第十二条の規定は指定の取消しの通知について準用する。この場合において、第九条中「承認申請書」とあるのは、「指定申請書」と読み替えるものとする。

三　法第十条第一項第二号イからニまでに掲げる者でないことを誓約する書面
四　法第八条において準用する弁護士法第七条各号（第二号を除く。）に掲げる者でないことを誓約する書面

（聴聞の方法の特例）

第十条　［同上］

（承認の取消しの通知）

第十一条　［同上］

第十二条　削除

（指定申請書の様式）

第十三条　法第十七条第一項の指定申請書（以下「指定申請書」という。）の様式は、別記様式第五号によるものとする。

（指定申請書の添付書類）

第十四条　法第十七条第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第十六条第一項第一号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有することを証する書類
二　法第十六条第一項第二号の規定による指定の申請をする場合にあつては、当該申請に係る特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有すること及びその法に関する法律事務の取扱いについての実務経験を証する書類
三　［同上］

（指定を受けた者の届出義務等）

第十五条　法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、当該指定に係る外国弁護士となる資格を失つた場合は、遅滞なく、法務大臣にその旨を届け出なければならない。

2　法第十六条第一項第一号の規定による指定を受けた者は、前項に規定する場合を除き、当該指定を受けた日から起算して二年ごとに、その期間の満了後二箇月以内に、当該指定に係る外国弁護士となる資格を現に保有していることを証する書類を法務大臣に提出しなければならない。

（承認又はその取消しに関する規定の準用）

第十六条　第五条の規定は法第十七条第三項の手数料の納付方法について、第七条の規定は指定をしないこととした場合の通知について、第八条の規定は指定の申請前の予備審査について、第十条の規定は指定の取消処分に係る聴聞について、第十一条の規定は指定の取消しの通知について準用する。この場合において、第八条中「承認申請書」とあるのは、「指定申請書」と読み替えるものとする。